

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画書を1月間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、令和元年11月15日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

- 1 産業廃棄物処理施設設置予定者の名称及び所在地
株式会社富田工務店
静岡県榛原郡川根本町上長尾856番地の7
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
- 3 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
ゴムくず、金属くず
- 4 産業廃棄物処理施設の設置場所
静岡県牧之原市勝俣字梨子ヶ谷942番1 外23筆
- 5 縦覧の場所
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
静岡県中部健康福祉センター衛生環境部環境課（〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362の1）
- 6 縦覧の期間及び時間
令和元年10月2日から令和元年11月1日まで
縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 7 意見書に記載すべき事項
 - (1) 生活環境の保全上の見地からの意見
 - (2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (3) 産業廃棄物処理施設設置予定者の名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所
- 8 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
 - (2) 提出先 縦覧場所と同じ。